

(仮称) 丸森筆甫風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、伊具郡丸森町及び福島県伊達市において、最大で総出力 50,400kW 程度（定格出力 4,200~5,000kW 級、風力発電設備最大 12 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成 30 年 5 月、宮城県）」における「導入可能性エリア（No. 14 丸森）」を参考とし、設定されている。

一方で、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の一部が阿武隈溪谷県立自然公園、次郎太郎山鳥獣保護区及び水源かん養保安林に指定されているほか、風力発電機から最寄りの住居までの距離が約 600 メートルと近接している。さらに、事業区域内には土砂災害警戒区域（土石流）等の災害リスクの高い地域も含まれている。

このため、事業者は、方法書の記載事項はもとより、以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ準備書を作成する必要がある。

1 全般的事項

(1) 風力発電設備等の配置等の検討

風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の位置、規模、配置及び構造（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、周辺的生活環境及び自然環境への影響について最大限考慮し、その検討経緯を準備書に記載すること。

(2) 調査、予測及び評価の手法

調査に当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に実施し、その上で、環境影響を可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価すること。

特に事業区域周辺は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けているため、事業の実施に当たっては、適切に調査、予測及び評価手法を設定すること。

(3) 累積的な影響

事業区域の近隣で計画される風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること。

(5) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、関係自治体である丸森町、白石及び角田市等の関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

また、「第 2 次丸森町環境基本計画」等、関係自治体が策定する計画等を確認し、適切

に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音、振動及び低周波音並びに電波障害による影響

- イ 事業区域には住居等が存在し、風力発電機設置位置から最寄りの住居等までの距離が約600メートルと極めて近い。このことから、風力発電施設の稼働に伴う騒音、低周波音、風車の影及び電波障害による生活環境への重大な影響が強く懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たってはこれら住居等への影響を適切に調査、予測及び評価すること。
- ロ 工事用資材等の搬出入における騒音等の調査、予測及び評価に当たっては、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配）や地域特性（静穏な地域であること等）を考慮した上で、より現状に即した安全側の基準を用いた評価を行うこと。
- ハ 施設の稼働における騒音等の影響については、風力発電施設からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価すること。

(2) 水環境に対する影響

事業区域周辺には令和元年東日本台風により生じた裸地が存在することから、工事の実施による土砂や濁水の発生による水環境への影響が懸念される。したがって、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては上記を踏まえ、調査、予測及び評価すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

- イ 事業区域及びその周辺には、土砂災害危険箇所及び地すべり地形が存在している。このことから、事業実施に伴う改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討し、必要に応じて土砂流出防止対策等を検討すること。
- ロ 道路の新設・拡幅等を含む事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価し、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 動物に対する影響

- イ 風力発電機の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避及び低減する手法が適用可能な機種への採用に向けた検討をすること。その上で、適切に調査、予測及び評価すること。
- ロ サシバ及びノスリの渡りの調査方法は、付近における既存調査や聞き取り等に基づき時期、期間、回数を設定すること。

ハ 小鳥の渡りの調査に当たっては、100m×500mの带状区を設け、そこを通過する小鳥をカウントする方法を検討すること。

ニ 高高度を飛ぶコウモリ類の飛翔実態について、遠赤外線ビデオや高光度LEDライト照射等十分に評価できる手法を用いて、8月中旬から9月中旬の間に調査を行うこと。なお、LEDライトは、ブレードを含めた風車の最頂部付近の高さで直径80メートル程度照射可能な機種を用いること。

ホ 地上を歩く両生は虫類を含む動物全般について、取付道路等の新設又は拡幅等の土地の改変及び工事用車両の通行による轢死等の影響を調査、予測及び評価すること。

(5) 植物に対する影響

事業区域及びその周辺は暖温帯と冷温帯の移行部に当たり、事業区域周辺を北限とする植物が生育するなど分布に特色を持つことから、十分な調査を行うこと。

その上で、事業区域が北限である希少な植物群落への影響について予測及び評価し、回避又は十分低減できるよう風力発電設備等の配置等を検討すること。

(6) 生態系に対する影響

造成に伴い設けられる沈砂池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、沈砂池の設置場所を検討し、生態系への影響について適切に調査、予測及び評価すること。

なお、沈砂池等の設計に当たっては、陸上移動性の生物が這い出し可能な構造とすること。

(7) 景観に対する影響

イ 住居等に近接して風力発電機が設置されることから、景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に風力発電設備等の配置等を検討すること。

ロ 風力発電機の配置計画において、北側の2基は、阿武隈溪谷県立自然公園（阿武隈川地区）の第三種特別地域に挟まれた普通地域に位置しており、阿武隈川の丘陵地河川景観に配慮を要するため、次郎太郎山展望施設を調査地点に追加すること。このほか、白石城など主要な眺望景観を含め、自然景観との調和の観点も踏まえ、影響を適切に調査、予測及び評価した上で、景観に配慮した風力発電設備等の配置等を検討すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業区域周辺における、バードウォッチング等の静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する工事用資材等の搬出入や施設の稼働等による騒音の影響について、環境影響評価項目における施設の稼働として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が満

たされるかの観点で行うこと。

(9) 温室効果ガスの削減に向けた検討

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

(10) 放射線の量による影響

イ 事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境、土壌及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。

ロ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、検体を採取する際は、リター層と土壌を分け、土壌は可能な限り表層から採取した上で、測定を行うこと。

ハ 事業実施により除去する放射性物質を含む建設発生土、落葉及び伐採木等について、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、発生量を把握した上で、適正な管理等ができるよう検討すること。